

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年9月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

1. 監査対象 成人福祉課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和3年6月17日から令和3年7月7日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
生活困窮者自立支援事業費扶助費返還金、生活保護費返還金の台帳が、適正に管理されていない。	以下の台帳3点を作成して、返還金収納事務を適正に運用する体制を整えました。 <ul style="list-style-type: none"><li>・生活困窮者自立支援事業費扶助費返還金（住宅確保給付金）</li><li>・生活保護費返還金（令和2年度以前返還決定分）</li><li>・生活保護費返還金（令和3年度返還決定分）</li></ul>